

一般住宅省エネ設備導入支援事業補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 知事は、予算の定めるところにより、一般住宅省エネ設備導入支援事業補助金を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）長崎県環境部関係補助金等交付要綱（平成19年3月30日長崎県告示第460号の8。以下「交付要綱」という。）及びこの実施要綱に定めるところによる。

(補助金交付の対象)

第2条 知事は、第3条に定める要件に適合する一般住宅省エネ設備（以下「対象設備」という。）の設置に要する費用について、当該補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し、補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、個人または法人（個人事業主を含む。）であり、次条に規定する設備を新たに複合的に設置する者（複合的に設置された住宅（未使用のものに限る。）を購入する者を含む。）とし、かつ、その設置する住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途と併用する場合を含む。）は、長崎県内において住居として使用され、又は使用される予定のものとする。また、太陽光発電設備を設置する場合は、電灯契約を結ぶものとする。（補助事業者が明らかに住居を第三者に賃貸を行う場合は、その賃借人が電灯契約を結ぶものを含む。）なお、設置する住宅が補助事業者の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること。

(対象設備)

第3条 対象設備は別表1のとおりとする。

2 前項の対象設備の設置の契約は県内事業者（県内に本店又は事務所機能を有する支店等がある事業者をいう。以下同じ。）が行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合を除く。

(補助対象経費)

第4条 県補助金の交付の対象となる経費は、次の表のとおりとする。

対象設備	対象経費
太陽光発電設備	一般社団法人太陽光発電協会内の太陽光発電普及拡大センター（以下「J-PEC」という。）が住宅用太陽光発電に係る補助事業に関して定める対象経費からJ-PECが交付する補助金（以下「J-PEC補助金」という。）の額を差し引いた額
省エネ設備	対象設備等の購入及び当該機器の設置に要する経費

(補助額)

第5条 補助額は次の表のとおりとする。ただし、補助額が補助対象経費（最終自己負担

額)の合計の3分の1を超える場合は補助対象外とする。

設備 1	設備 2	補助額
太陽光発電設備	省エネ設備 (A)	80,000円
	省エネ設備 (B)	80,000円
省エネ設備 (A)	省エネ設備 (A)	40,000円
	省エネ設備 (B)	40,000円

省エネ設備 (A) (B) の詳細は別表 1 記載のとおり。

- 2 設置する設備が長崎県内で製造されたものである場合 (あらかじめ知事が別に定める方法により登録したものに限る。)は、各々の設備につき、補助額を 10,000円加算する。

(補助金交付申請)

第 6 条 規則第 4 条の規定による申請は、交付申請書 (様式第 1 号)によるものとし、知事に提出するものとする。

なお、交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1)事業計画書 (別紙 1 - 1 または別紙 1 - 2)
- (2)設備の設置費用が記載された以下の書類 (契約書又は見積書において、設置費用が示されていない場合は内訳書を添付するものとする。)

契約書の写し (太陽光発電設備を設置する場合)

契約書の写し又は見積書の写し (太陽光発電設備以外の設備を設置する場合)

- (3)太陽光発電設備を設置する場合は J - PEC 補助金の工事内訳書兼重要事項確認書及び補助金申込受理決定通知書の写し (なお、J - PEC への申込を行わない場合は、J - PEC が定める補助金申込書及び添付書類を添付するものとする。)
- (4)省エネ設備の概要がわかるカタログ、仕様書等
- (5)設置事業者等の確認表 (別紙 2)
- (6)太陽光発電設備を設置する場合は「ながさき太陽光倶楽部」入会申込書
- (7)その他知事が必要と認める書類

- 2 交付申請書は、平成 24 年 1 月 31 日までに、知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第 7 条 知事は、交付申請書が提出された場合、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

(対象設備の設置)

第 8 条 補助事業者は、前条に定める交付決定の通知を受けた後でなければ、工事に着工することはできない。なお、知事が別に定める場合については、この限りでない。

(変更承認申請)

第 9 条 補助事業者は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、計画変更

承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(1)補助を受けようとする設備の種類を変更するとき。

(2)補助額が変更となるとき。

- 2 前項の計画変更承認申請書には、変更後、新たに設置する予定の省エネ設備について、第6条に規定する書類を添付しなければならない。

（中止承認申請）

第10条 補助事業者は、やむを得ない理由により、対象設備の設置を中止しようとする場合は、速やかに、中止承認申請書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

（実績報告）

第11条 規則第13条第1項の規定による報告は実績報告書（様式第4号）によるものとし、知事に提出するものとする。

なお、実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。

(1)事業実績報告書（別紙1-3または別紙1-4）

(2)補助事業者の住民票の写し（設置場所が住民票の記載住所と異なる場合は建物に係る登記簿謄本も添付するものとする。）

(3)設備の設置状態を示す写真（施工後の写真で設置状態が確認できない場合は、施工状況が確認できる写真も添付すること。）

(4)対象経費の領収書の写し（設置費用が示されていない場合は内訳書も添付するものとする。）

(5)太陽光発電設備を設置した場合は電力会社との電力受給契約確認書の写し

(6)通帳の写し（口座名義の読み仮名、金融機関名、支店名、口座種別及び口座番号が明記されている頁）

(7)その他知事が必要と認める書類

- 2 実績報告書は、交付要綱の定めによらず、平成24年2月29日までに、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 知事は、実績報告書が提出された場合は、速やかに額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（取得財産等の管理）

第13条 天災地変、その他補助事業者の責に帰することのできない理由により、対象設備が毀損され又は、消失したときは、補助事業者は、その旨を知事に届け出ること。

（取得財産等の処分の制限）

第14条 補助事業者は、規則第20条の規定により、対象設備を処分する場合は、財産処分承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(その他)

第 15 条 この実施要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は知事が別に定める。

附則

この実施要綱は、平成 23 年度の予算に係る補助金から適用する。

附則 (23 未環第 106 号)

この実施要綱は、平成 23 年 8 月 15 日から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

	対象設備	対象設備の要件
太陽光発電設備	ア 住宅用太陽光発電システム	J - PEC 補助金の対象となる住宅用太陽光発電システムであること。ただし、最大出力の合計値は、1 kW以上 10 kW未満とする。
	イ 住宅用太陽熱温水器	太陽熱を集めて給湯に利用する太陽熱温水器及び不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され給湯や空調に利用するソーラーシステムであり、財団法人ベターリビングの優良住宅部品 (BL 部品) 認定を受けたもの
省エネ設備 (A)	ウ CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	年間給湯効率が 3.0 以上 (ただし、寒冷地・塩害地向け機種、2 缶タイプ、角型 1 缶タイプ、200 L 以下の小容量タイプ、一体型タイプ、多機能タイプについては 2.7 以上) であること
	エ 潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ)	(定格給湯能力 60 号以下の) 潜熱を回収する熱交換器を備えている給湯器で、給湯効率が 90% 以上であること
	オ 潜熱回収型石油給湯器 (エコフィール)	(定格給湯能力 60 号以下の) 潜熱を回収する熱交換器を備えている給湯器で、給湯効率が 90% 以上であること
	カ 家庭用ガスエンジン・コージェネレーションシステム (エコウィル)	ガスエンジンユニットの JIS 規格に基づく総合効率が低位発熱量基準で 80% 以上であること
	キ 家庭用燃料電池・コージェネレーションシステム (エネファーム)	一般社団法人燃料普及促進協会における、民生用燃料電池導入支援補助金における補助対象システムとして指定されたものであること
	ク ヒートポンプ式温水床暖房システム	メーカーのカタログ、仕様書等により、省エネ効果が確認できるものであること
	ケ ハイブリッド給湯器	空気熱源ヒートポンプとガス熱源器を組み合わせた給湯器であって、給湯効率が 90% 以上であること。また、ヒートポンプのエネルギー消費効率 (COP) が 3.0 以上であること
	省エネ設備 (B)	コ 二重サッシ、複層ガラス、又は窓ガラスへの断熱フィルム
サ LED 照明器具		専門の業者が施工したもので、光源のみでなく、照明器具の入れ替えや新設を伴うもので、5 万円以上 (税込) の工事であること。

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

(刀がナ)

氏 名

印

(電話番号)

平成 23 年度一般住宅省エネ設備導入支援事業補助金交付申請書

平成 23 年度において、一般住宅省エネ設備導入支援事業について、一般住宅省エネ設備導入支援事業補助金 円を交付されるよう、長崎県補助金等交付規則（昭和 40 年長崎県規則第 16 号）第 4 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- (1) 事業計画書（別紙 1 - 1 または別紙 1 - 2）
- (2) 設備の設置費用が記載された以下の書類（契約書又は見積書において、設置費用が示されていない場合は内訳書を添付するものとする。）
 - 契約書の写し（太陽光発電設備を設置する場合）
 - 契約書の写し又は見積書の写し（太陽光発電設備以外の設備を設置する場合）
- (3) 太陽光発電設備を設置する場合は J - PEC 補助金の工事内訳書兼重要事項確認書及び補助金申込受理決定通知書の写し（なお、J - PEC への申込を行わない場合は、J - PEC が定める補助金申込書及び添付書類を添付するものとする。）
- (4) 省エネ設備の概要がわかるカタログ、仕様書等
- (5) 設置事業者等の確認表（別紙 2）
- (6) 太陽光発電設備を設置する場合は「ながさき太陽光倶楽部」入会申込書
- (7) その他知事が必要と認める書類

省エネ設備については、国の補助金等を重複して受けることはできません。
国の補助金等の受給の有無を確認するため、以下の のいずれか該当する方に
チェック（）をしてください。

国の補助金等を受給又は受給を予定している。

.....この場合は、本補助金の交付申請はできません。

国の補助金等を受給していない、受給予定もない。

様式第 2 号（実施要綱第 9 条関係）

年 月 日

長崎県知事 様

住所

氏名

印

（電話番号）

平成 23 年度一般住宅省エネ設備導入支援事業補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け長崎県指令 第 号で交付決定の通知があった一般住宅省エネ設備導入支援事業補助金について、下記のとおり事業計画を変更したので、長崎県補助金等交付規則（昭和 40 年長崎県規則第 16 号）第 11 条第 2 項第 1 号の規定により、申請します。

1 変更の内容

(1)変更前

(2)変更後

(3)変更の理由

【注意事項】

- 1 . 変更後、新たに設置する予定の設備について、実施要綱第 6 条に規定する書類を添付すること（変更を生じた部分のみで可）。

様式第 3 号 (実施要綱第 10 条関係)

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

氏 名 印

(電話番号)

平成 23 年度一般住宅省エネ設備導入支援事業補助金中止承認申請書

年 月 日付け長崎県指令 第 号で交付決定の通知があ
った一般住宅省エネ設備導入支援事業補助金について、下記のとおり中止したいので、長
崎県補助金等交付規則(昭和 40 年長崎県規則第 16 号)第 10 条の規定により、申請します。

1 中止の理由

平成 年 月 日

長崎県知事 様

住所

(フリガナ)

氏名

印

(電話番号)

平成23年度一般住宅省エネ設備導入支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があった平成 年度一般住宅省エネ設備導入支援事業補助金について、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第13条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告する。

関係書類

- (1) 事業実績報告書（別紙1-3または別紙1-4）
- (2) 補助事業者の住民票の写し（設置場所が住民票の記載住所と異なる場合は建物に係る登記簿謄本も添付するものとする。）
- (3) 設備の設置状態を示す写真（施工後の写真で設置状態が確認できない場合は、施工状況が確認できる写真も添付すること。）
- (4) 対象経費の領収書の写し（設置費用が示されていない場合は内訳書も添付するものとする。）
- (5) 太陽光発電設備を設置した場合は電力会社との電力受給契約確認書の写し
- (6) 通帳の写し（口座名義の読み仮名、金融機関名、支店名、口座種別及び口座番号が明記されている頁）
- (7) その他知事が必要と認める書類

振込先 _____ 銀行 _____ 支店 _____

口座番号 普通 _____

当座 _____

口座名義（カタカナ） _____

平成 年 月 日

長崎県知事 様

住 所

氏 名 印

(電話番号)

財産処分承認申請書

一般住宅省エネ設備導入支援事業補助金実施要綱第 14 条の規定に基づき、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

1 . 処分する設備

2 . 処分の方法

該当する項目を で囲んでください。

売却	譲渡	交換	貸与	担保	廃棄	その他
----	----	----	----	----	----	-----

「その他」については具体的に記入してください

{ }

3 . 処分の時期 平成 年 月 日から
(平成 年 月 日まで)

4 . 処分の理由

5 . 処分の条件(処分することによって収益があった場合は、その額を記載してください。)

別紙 1 - 1 事業計画書（一般用）

対象システム等の設置予定場所	長崎県	
	既設住宅	新築住宅
	申請者住所と同じ	その他
太陽光発電設備 【60,000 円（県内製品 70,000 円）】		
メーカー名	(長崎県内製造)	
最大出力	kW	
着工予定日	平成 年 月 日	
完了予定日	平成 年 月 日	
設置費用	設置費用（税込）	円
	J - P E C 補助金の額	円
	自己負担額（ - ）	円
	省エネ設備（ 1 ） 【20,000 円（県内製品 30,000 円）】	省エネ設備（ 2 ） 【20,000 円（県内製品 30,000 円）】
設備種類		
メーカー名	(長崎県内製造)	(長崎県内製造)
型式名		
着工予定日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
完了予定日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
設置費用（税込） （自己負担額）	円	円
自己負担額合計 （最終自己負担額）		円
補助金交付申請額		円

【注意事項】

- 1 . 欄は、該当するものにチェックを行うこと。
- 2 . 太陽光発電設備、省エネ設備の（ 1 ）（ 2 ）から 2 つを記載する。（ 1 つしか記載していない場合、 3 つ全てに記載した場合は無効とする。）
- 3 . 補助額が補助対象経費（最終自己負担額）の合計の 3 分の 1 を超える場合は補助対象外とする。

別紙 1 - 2 事業計画書（建売用）

所在地	長崎県		
引渡予定日	平成 年 月 日		
太陽光発電設備 【60,000 円（県内製品 70,000 円）】			
メーカー名	（ 長崎県内製造 ）		
最大出力	kW		
設置費用	設置費用（税込）	円	
	J - P E C 補助金の額	円	
	自己負担額（ - ）	円	
	省エネ設備（ 1 ） 【20,000 円（県内製品 30,000 円）】	省エネ設備（ 2 ） 【20,000 円（県内製品 30,000 円）】	
設備種類			
メーカー名	（ 長崎県内製造 ）	（ 長崎県内製造 ）	
型式名			
設置費用（税込） （自己負担額）	円	円	
自己負担額合計 （最終自己負担額）		円	
補助金交付申請額		円	

【注意事項】

- 欄は、該当するものにチェックを行うこと。
- 太陽光発電設備、省エネ設備の（ 1 ）（ 2 ）から 2 つを記載する。（ 1 つしか記載していない場合、3 つ全てに記載した場合は無効とする。）
- 補助額が補助対象経費（最終自己負担額）の合計の 3 分の 1 を超える場合は補助対象外とする。

別紙 1 - 3 事業実績報告書（一般用）

設置場所	長崎県		
	既設	新設	
自己負担額合計の変更（ 無： 有 ）	有の場合変更後の額を記入 円		
補助金交付決定額	円		
太陽光発電設備			
着工日	平成	年	月 日
工事完了日	平成	年	月 日
以下の事項は、補助金交付申請時と変更があった場合、記載すること。 （変更がない場合は記載不要）			
メーカー名	（ 長崎県内製造 ）		
最大出力	KW		
設置費用	設置費用（税込）	円	
	J - P E C 補助金の額	円	
	自己負担額（ - ）	円	
	省エネ設備（ 1 ）		省エネ設備（ 2 ）
着工日	平成	年	月 日
工事完了日	平成	年	月 日
以下の事項は、補助金交付申請時と変更があった場合、記載すること。 （変更がない場合は記載不要）			
設備種類			
メーカー名	（ 長崎県内製造 ）		（ 長崎県内製造 ）
型式名			
設置費用 （自己負担額）	円		円

【注意事項】

- 欄は、該当するものにチェックを行うこと。
- 太陽光発電設備の変更があった場合は、J-PEC の変更承認通知書の写しを添付すること。

別紙 1 - 4 事業実績報告書（建売用）

設置場所	長崎県		
自己負担額合計の変更（ 無： 有 ）	有の場合変更後の額を記入		円
補助金交付決定額			円
引渡日	平成	年	月 日
太陽光発電設備			
補助金交付申請時と変更があった場合、記載すること。 （変更がない場合は記載不要）			
メーカー名	（ 長崎県内製造 ）		
最大出力	KW		
設置費用	設置費用（税込）	円	
	J - P E C 補助金の額	円	
	自己負担額（ - ）	円	
	省エネ設備（ 1 ）	省エネ設備（ 2 ）	
補助金交付申請時と変更があった場合、記載すること。 （変更がない場合は記載不要）			
設備種類			
メーカー名	（ 長崎県内製造 ）	（ 長崎県内製造 ）	
型式名			
設置費用 （自己負担額）	円		円

【注意事項】

- 1 . 欄は、該当するものにチェックを行うこと。
- 2 . 太陽光発電設備の変更があった場合は、J-PEC の変更承認通知書の写しを添付すること。

別紙2 申請手続き担当者等の連絡先確認表

本表は、補助金に係る申請書等（「補助金交付申請」「実績報告書」他）の記載事項等について、疑義が生じた場合、確認を行うためのものです。

申請書等確認先	代行者等 ・ 申請者本人 (いずれかに を付けてください)
・「代行者等」の場合、下欄に必要事項を記載すること。（「申請者本人」の場合は記載不要） （必要事項記載に代えて、下部余白への担当者の名刺添付でも可）	
事業者（所）名	
TEL	
FAX	
担当者名	
担当者連絡先（携帯電話）	

【注意事項】

1. 確実に連絡が取れる連絡先を記載してください。
(連絡がつかない場合は、審査が滞る場合があります。)

(名刺貼付欄)